

第54回サステナビリティ基準委員会（SSBJ） での審議の概要

2025年6月16日開催

2025年6月18日

第54回の審議では、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という）から公表された公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正－IFRS S2号の修正案」への対応についての審議や、補足文書の追加について審議が行われました。

【第54回SSBJで審議された事項】

審議事項

- (1) ISSB 公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正－IFRS S2号の修正案」への対応（審議事項B2-1、B2-2、B2-1参考資料1）（※1）
- (2) 補足文書の追加の検討（審議事項 A3）
（※1） 審議事項B2-1、B2-1参考資料1については、資料は非公開

審議事項

- (1) ISSB 公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正－IFRS S2号の修正案」への対応（審議事項B2-1、B2-2、B2-1参考資料1）

ISSBが公表した公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正－IFRS S2号の修正案」（以下「本公開草案」という）（※2）について、サステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」という）よりISSBに対してコメント・レターを提出するため、これまでの審議を踏まえて作成したコメント案について事務局より説明がなされ、審議が行われました。

また、SSBJとしてコメントした内容を逸脱しない範囲で、本公開草案に対し、SSBJとオーストラリア会計基準審議会（以下「AASB」という）との連名でISSBにコメント・レターを提出することについて事務局より説明がなされ（※3）、審議が行われました。

（※2） ISSBより2025年4月28日に公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正」（IFRS S2号「気候関連開示」の修正案）（コメント期限：2025年6月27日）が公表されています。

（※3） 本公開草案の論点のうち、「質問2－ファイナンス・エミッションに関連する特定の要求事項の適用における『世界産業分類基準』の使用」の論点に関して、SSBJの主要なコメントとAASBの主要なコメントとの間に共通点が多くあるため、SSBJとAASBとの連名でISSBにコメントを出すことについてAASBより打診があった旨が説明されました。このため、SSBJとしてコメントした内容を逸脱しない範囲でAASBとの連名でコメント・レターを提出することが提案されました。また連名で提出するコメントについて、コメントの影響力を高めるべく、他の法域の基準設定主体にも参加を呼びかけている旨が説明されました。

【審議結果】

審議の結果、コメント案について事務局の提案が基本的に支持されました。また、本公開草案に対して、他の法域との連名によりコメントを提出することが了承されました。

川西委員長より、本日の議論を踏まえた修正を行い、コメント提出までに書面審議により委員の了承を得ること、次回SSBJにおいて報告を行う旨の発言がありました。

(2) 補足文書の追加の検討（審議事項A3）

2025年5月29日に、ISSBから公表された教育的資料「IFRS S2号『気候関連開示』の適用にあたっての温室効果ガス排出の開示要求」（以下「本教育的資料」という）を、SSBJの補足文書（※4）として公表することについて審議が行われました。

(※4) 補足文書の位置付け

SSBJでは、基準を適用した結果として開示される情報が国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにすることを意図して基準開発を行っています。そのため、ISSBが公表する教育的資料等のうち、ISSB基準の適用において参考となるものについて、SSBJ基準の適用にあたり参考にできるように、SSBJの了承を得たものをSSBJの補足文書と位置付けることとしています。

【審議結果】

審議の結果、本教育的資料をSSBJの補足文書として公表することが了承されました。

以上

参 考 ： [第54回サステナビリティ基準委員会の概要 | サステナビリティ基準委員会](#)

関連記事： [第53回サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要](#)

[第52回サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要](#)

[第51回サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要](#)

サステナビリティ開示・保証の最新動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<http://www.deloitte.com/jp/audit>

デロイト・トーマツグループは、日本におけるデロイト・アジア・パシフィック・リミテッドおよびデロイト・ネットワークのメンバーであるデロイト・トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツリスクアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツコンサルティング合同会社、デロイト・トーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト・トーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイト・トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約30都市に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト・トウシュート・マツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバー・ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト・アジア・パシフィック・リミテッドはDTTLのメンバー・ファームであり、保証有限責任会社です。デロイト・アジア・パシフィック・リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア・パシフィックにおける100を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト・トウシュート・マツリミテッド（DTTL）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバー・ファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得る損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>